



6 西海農林第 1614 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

西海市農業委員会
会長 葉山 諭 様

西海市長 杉澤 泰彦



農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書に対する回答について

令和 7 年 1 月 2 7 日付けにて提出された表題の件について、別紙のとおり回答致します。

今後とも、農業委員会の皆様と連携し、本市の農業の発展に努めてまいりますので、引き続きご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(別紙)

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書に対する回答書

I. 担い手不足対策について

【意見事項】

慢性化する後継者不足問題は我が国の農業にとって最大の課題であり、地域計画策定のための地区協議の場でも、後継者の不在が耕作放棄地増加の主要な原因となっていることが確認された。新規就農者については、本市は県内自治体の中でもトップクラスの支援制度を有しており、果樹のトレーニングファーム事業やハウスリース事業など各種支援事業を展開する長崎せいひ農協と連携して、新規就農者獲得に努められたい。

また、近年は健康寿命が延伸しており、会社勤め等を早期退職・定年退職してUターン・Iターンした人でも、なお10年以上は営農可能である場合が多いため、若手新規就農者の獲得と並行して、Uターン・Iターン者に対しても、担い手候補として同様の働きかけを行うべきである。国の支援制度が、49歳以下を対象としているため、本市の支援制度は50歳以上61歳未満を対象としているが、これを中高年の新規就農者を対象とするものとして、65歳未満までに延ばすよう要望する。

【回答：農林緑推進課】

本市の農業においては、全国的な傾向と同様、農業従事者の高齢化による農業従事者の減少など担い手の確保は重要な課題の一つです。そのような中、長崎せいひ農協が実施する果樹トレーニングファーム事業は、市の基幹作物である果樹における新規就農者の確保策として大きな契機となることを期待しております。現在、市としましても県や市の他部局とも連携しながら支援体制について協議を進めているところであり、今後も県や長崎せいひ農協等の関係機関との連携を深めながら新規就農者の確保に努めてまいります。

また、新規就農者確保を目的とした市独自の支援制度「あらたな就農者支援事業」については、来年度から施設整備に係る補助について、上限額を見直したうえで現行の補助率1/2を3/4に改正することとしており、新規就農者の初期の負担の軽減を図ってまいります。なお、この事業につきましては、国の支援制度の対象とならない親元就農者や50歳以上61歳未満の新規就農者を対象に、定年退職前の就農に係る経済的なリスクに対する支援として、営農生活支援などの補助を行っております。定年退職後の就農につきましては、就農に対する生活リスクが比較的高いとは言えず、対象としてはおりませんが、第2次西海市総合計画の中では、若年層や定年帰農者等の支援による多様な担い手の確保を掲げており、今後、定年退職者が就農しやすいような施策の検討も行いながら、地域農業の担い手となる新規就農者の確保に取り組めます。

Ⅱ. 「西海ふるさと便」事業の継続について

【意見事項】

農産物直売所は、全国的に年々増加し、農業者にとって重要な販売ルートとして定着している。その効果は、消費者に新鮮な農産物を提供するのみならず、農業者の所得向上や、高齢農業者にとっての生きがいづくり、あるいは地域振興の拠点としての役割など、多岐に及んでいる。本市においても、直売所への出荷は、重要な経済活動として位置付けられるとともに、特に高齢の農業者にとっては、直売事業に参加することで営農継続の原動力となり、集落内農地が維持されることにより、耕作放棄地の発生防止にも大きく貢献している。

令和5年11月に再開された「西海ふるさと便」事業は、購入者の利便に資するのみならず、本市内直売所の差別化による販売額の増加など、関係する農業者にとっても大いに追い風となっている。

市内直売所への支援策、および地域農業の振興、ひいては耕作放棄地の発生防止にもつながる政策として、令和7年度以降も「西海ふるさと便」事業の継続を要望する。

【回答：ふるさと資源推進課】

西海ふるさと便事業につきましては、財源の確保が難しくなったこと、また、令和5年11月からの事業再開後も発送件数が減少し、利用者からのニーズが低下傾向にあることを考慮し、令和7年2月28日発送分をもって本年度事業を終了し、次年度以降につきましては休止することといたしました。

しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症拡大に類似するパンデミックの事態が発生した場合には、すぐに事業再開ができることを念頭に置き、現補助金要綱を廃止せず、存続させたいと考えております。

これまでの事業実施につきましては、市民の皆様、事業者の皆様、双方にご協力いただきましたことに感謝を申し上げますとともに、この度の事業休止に関する決定につきましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

西海ふるさと便事業は一旦休止しますが、農業者及び市内直売所におかれましては、それを補完する事業として、年間9億円以上の寄付を頂いております「ふるさと納税」への出品をご検討いただきますよう併せてお願い申し上げます。特に「柑橘類」や「野菜詰め合わせ」など登録が少ない返礼品を出品いただくことで、営農継続の原動力になるものと考えております。

Ⅲ. 多面的機能支払交付金制度のさらなる活用について

【意見事項】

本市では、農業従事者の減少と高齢化により、各集落の農道・水路等の維持管理における担い手の負担が大きくなり、一部では適正な維持管理が困難となる事態も生じている。担い手に限らない集落全体の共同活動を支援する制度として、多面的

機能支払交付金制度があり、各集落で活用されているが、活用のされ方は集落によりばらつきがあり、申請や実績報告などの事務手続を担当する者がいない、あるいは活動の参加者を確保できない等の理由で、まったく活用していない集落も存在する。農道・水路等の適正な維持管理は、そのまま集落の生活環境維持に直結するものであるため、市内全域で均等かつ十分な活用が望まれるところである。

このような状況を踏まえ、多面的機能維持活動の主体として、従来の自治会の活動に農用地保全活動や、地域コミュニティ維持・向上に資する各種取り組みを加え、総合的に農村集落の生活を支援する農村型地域運営組織（農村RMO）形成の必要性が高まっている。組織形成を促進する国の補助事業を有効に活用するなどして、活動の主体として、農村RMOの形成を積極的に働きかけ、支援することにより、多面的機能支払交付金制度の市内全域における均等かつ十分な活用を図られたい。

【回答：農林緑推進課】

本市では12活動組織と1広域活動組織が多面的機能支払交付金を活用しています。活動面積は農地維持支払活動が369.12ha、資源向上支払活動（共同）が344.00ha、資源向上支払活動（長寿命化）が146.80haとなっており、農振農用地区域のカバー率はそれぞれ45.8%、42.7%、18.2%となっています。

ご指摘のとおり、多くの活動組織が構成員の減少や高齢化、事務作業を担う方がいない等の理由で活動の継続に苦慮されているのが実情であります。

今後は複数の集落で構成される広域活動組織の設立を推進することにより各集落の事務負担軽減や人員の確保を図るとともに、広報誌等を活用し本交付金制度のさらなる周知に努め、市内全域での均等かつ十分な交付金の活用を推進します。また、広域活動組織を中心とした農村RMOの形成を推進し、農道・水路等の適切な管理や地域住民との交流活動を促進するなど、総合的な農村集落の生活の支援を目指します。

Ⅳ. 農繁期の労働力確保について

【意見事項】

農繁期の労働力不足は、安定的な農業経営や規模拡大を志す農業者、また新規就農者にとっても重大な懸念材料であり、「地域計画」の実効性にも大きく影響し得る問題である。現在、西海市内においては、外国人労働者派遣事業等も利用可能であるが、主にシルバー人材センターからの派遣や、農業者ごとの個別雇用が主となっている。シルバー人材センターは、各業種における近年の定年延長の流れ等により、年々会員数が減少しており、農繁期には要望に沿った派遣が難しい状況である。個別雇用も安定的ではなく、募集や雇用に関連した事務なども、農業者の大きな負担となっている。

その他、利用可能な制度としては、JA長崎せいひの職業紹介制度があり、有効な活用が望まれるところである。西海市域での実績はないが、新聞折り込みチラシなどにより、年間を通して市内外からの雇用を呼び込むほか、全国各地で「交流体

「体験型学習」の一環として、大学生等を労働力として導入する事例が報告されていることから、県内の大学・各種学校に積極的に働きかけを行い、若い労働力として活用することなどが考えられる。活用次第では将来的に農繁期の主要な労働力供給源となる可能性がある。ＪＡ長崎せいひとの協力・協働体制により取り組みを進め、本市地域での有効活用を図られたい。

【回答：農林緑推進課】

現在、高齢化による労働力不足や担い手不足等による農業就業人口の減少、耕作放棄地の増加といった影響が全国的な課題となっております。そのため、派遣や雇用による安定的な人材確保が求められておりますが、特に農繁期における労働力の確保は、全国各産地でも課題として挙げられており、本市にとっても今後解決していくべき大きな課題の一つと認識しております。

意見書にありますとおり、シルバー人材センターによる派遣や個別雇用だけでは安定的な労働力確保としては不十分な状況です。そのため、長崎県のプロジェクトで設立されました、労力支援サービスを行う株式会社エヌによる、特定技能外国人材を活用した労働力の確保も繁忙期の人材確保を目指すため必要になってくると考えております。

また、ＪＡ長崎せいひの職業紹介所につきましては、幅広い年代層からの雇用が可能であることから労働力確保の有効な手段として今後活用できる制度だと考えます。そのため市内関係機関に加え、県内大学等と情報共有を図りながら、制度の認知度向上に向けた周知や運用推進により、農業者の意向に沿えるよう努めてまいります。

V. 収入保険の加入促進について

【意見事項】

近年の異常気象により、農業経営における不確実性は、これまでになく増大している。令和５年１０月の本市域における降雹被害は、樹園地や農業施設などに甚大な被害をもたらし、本年は、猛暑の影響で多くの農作物に高温障害が発生し、収穫量の減少や品質の低下に見舞われている。こうした状況で、収入保険への加入の重要性があらためて認識され、新規に加入する農業者は一定程度増加しているものの、資材・肥料等、諸経費の想定外の高騰等もあって、新規加入に踏み切れない農家も多く存在している。

県内自治体には、このような状況を踏まえ、収入保険への加入促進を図るため、期間限定で保険料の補助を行う自治体が出てきている。本市においても、同様の補助金制度の創設により、農業者の加入促進に努め、農業経営のより一層の安定化を図られたい。

【回答：農林緑推進課】

貴会ご指摘のとおり、令和５年１０月の降雹被害により、市としてもあらためて

収入保険への加入の重要性を認識したところです。本市では、降雹被害に対し8戸の農家が収入保険による補償を受けておりますが、市全体の被害を考えると十分な数とは言い難く、さらなる加入促進が必要であると認識しております。

現在、保険料の補助を実施している県内自治体は6市町あると聞き及んでおります。本市におきましても他自治体の状況を踏まえながら、支援制度創設の検討をはじめたところであり、今後も広報紙への掲載及び認定農業者を始めとした農業者へのチラシの配布、会議等での案内など、制度の周知・加入促進を継続して実施してまいります。

Ⅶ. 有害鳥獣対策について

【意見事項】

本市の有害鳥獣対策については、捕獲業務の委託や地域捕獲隊の支援等による「捕獲対策」と、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の購入補助等による「防護対策」を中心として、毎年着実な取り組みがなされ、確実に効果が上がっているところである。しかしながら、ワイヤーメッシュ柵については、適切に管理がなされている場合でさえも、耐用年数とされる14年経過以前に、経年劣化や、イノシシ等の掘り起こしを受け、大規模補修が必要となるケースが多く発生している。こうしたケースでは、耐用年数経過以前ということで補助事業による大規模補修ができないため、頻発するイノシシ等による被害に対して、その都度、自己負担で補修対応しており、補修が追い付かないのが現状である。

「14年」は耐用年数表における「農林業用構築物の主に金属製のもの」を適用したものであるが、これは鉄骨ハウスや灌水用の配管等を想定したものであり、これを山間部の農地周辺という厳しい自然環境の中に設置され、さらにイノシシの掘り起こし等にもさらされるワイヤーメッシュに適用するのは、妥当性に疑念が残るところである。個々の農業者のみならず、集落営農にも影響する問題であるため、14年という耐用年数経過前であっても、経年劣化や破損状況等に応じて、補助事業によりワイヤーメッシュの大規模改修ができるよう改善を図られたい。

また、有害鳥獣対策は、「捕獲」「防護」「棲み分け」をバランスよく推進することが重要であるが、本市においては「棲み分け」対策が十分になされていないケースが見受けられる。有害鳥獣の棲み処となる耕作放棄地の刈り払いや、エサとなる不要果実等の撤去は、有害鳥獣を集落に近付けない対策として大変有効であり、多面的機能支払交付金制度の対象活動にもなっている。活動組織への働きかけや、広報活動により、棲み分け対策の強化を図り、鳥獣被害がより発生しにくい環境を目指されたい。

【回答：農林緑推進課】

ワイヤーメッシュ柵の耐用年数につきましては、現在、国の補助制度においては14年の耐用年数が設定されており、山間部の農地周辺に設置されるワイヤーメッシュは、過酷な自然環境やイノシシの掘り起こしにより、経年劣化が早まるケースも

見受けられます。このような現状を踏まえ、耐用年数経過前でも経年劣化や破損の状況に応じて補助事業による大規模改修が可能となるよう、長崎県を通じて制度の改善を要望してまいります。

次に、「棲み分け」対策の強化につきましては、耕作放棄地の刈り払い、不用果実の撤去は有効な方法であることから、広報誌等でも広く周知し、本取組みへの促進を図ります。また、多面的機能支払交付金制度の対象活動としても位置づけられており、これをさらに推進するため、活動組織への働きかけや広報活動を強化し、地域全体での取組みを促進してまいります。

VII. 営農支援のさらなる充実について

【意見事項】

本市の基盤整備事業は、完成間近の白崎地区・小迎地区、整備中の面高地区・太田和地区等があり、着実に事業が進展している。一方で、旧来の農地では、経年劣化による園内道や水路、ため池等の破損が多く報告されている。また、畑地化や狭地直し等の要望も多く、こうした小規模の基盤整備や補修工事に対する支援については、各種制度資金貸付のほか、「農地等整備工事費補助金」により対応いただいている。しかし、担い手の減少により、農業者一人あたりの負担が大きくなっているため、当補助金をより利用しやすく有利なものにしてほしいという要望が多く寄せられている。現在各補助対象事業の補助率が50%～70%であるものを、一律70%としていただくよう要望する。

また、物価高騰に伴う、資材・農業等全般の価格高騰については、令和4年度に、農業用資材高騰緊急支援事業により対応いただいたところである。しかし、令和5年度以降も価格の高止まりが続き、猛暑の影響による収量減と相まって、農家は厳しい経営を強いられている。中でもマルチ被覆資材については、高品質の果樹生産には欠かせないものであるにもかかわらず、高止まりの傾向が強く、農業者が利用しづらい状況が続いている。令和7年度以降も、価格の高止まりの収束が見通せる時期まで、農業用資材高騰緊急支援事業の継続をお願いしたい。

この他、若手農業者を中心として、防除用ドローンやモニタリングシステム、環境制御システム等の導入による、スマート農業を志向する動きが強くなっている。いかに日々の作業を省力化し、農業経営を効率化できるかが、今後の農業のあり方を大きく左右し、新規就農者の獲得等にも大きく影響すると考えられる。スマート農業機器等の導入を支援する補助金制度を新設し、このようなスマート農業化の取組みを早期に進められたい。

【回答：農林緑推進課】

「農地等整備工事費補助金」については、農地・農業用施設の適正な管理と効率化を図るため、メニューごとの補助率を定め、取組んでいます。

ほ場整備工事については、補助率60%を基本とし、直営施工により負担軽減に取り組む農業者への支援として補助率の70%へのかさ上げ、また、担い手の確保と育

成を図るための「担い手育成タイプ」として、認定農業者や認定新規就農者等の担い手が実施する整備についても補助率70%としています。

また、農業用ため池や農道、用排水路等の農業用施設の新設、補修等に対する補助については、事業費の50%の補助を基本としながら、農業者の減少により、ため池等の維持管理が課題となっているなか、地域が主体となった施設の維持管理体制の確保を目指し、適切な農業用施設の機能を発揮させるための集落活動の強化を目的とした「西海市ふるさと水と土保全対策基金」を活用し、受益者の直営施工による施設の整備に対し、70%への補助率のかさ上げを行っています。

また、農地補修につきましても直営施工により、負担削減に取り組む農業者の支援として、同じく補助率70%としているところです。

このように、厳しい財政状況のなか、本市の目指す担い手の育成や地域が主体となった農業用施設の維持管理体制の強化などについて、補助率のかさ上げを行いながら小規模な基盤整備や農地・農業用施設の適正な管理に向けた取組を推進していることにつきましてご理解を賜りますようお願いいたします。

また、農業用資材の価格高騰・高止まりについては継続的な支援が必要と認識しております。意見書にあります柑橘のマルチ被覆資材につきましては、高品質化、ブランド率向上のために欠かせないものであり、令和7年度につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業を創設することとしています。また、肥料高騰対策につきましても化学肥料の使用量低減に取り組む農業者に対し、有機質肥料購入費の一部を支援することとしており、引き続き農業者の皆様が安定した経営を行えるよう支援策について検討してまいります。

スマート農業につきましては農業従事者の高齢化が進む中において、農作業の省力化、経営の効率化に寄与するものであり、重要性が高いことを認識しております。このようなスマート農業といわれる機械や設備の導入につきましては、国・県の既存の支援事業を有効に活用するとともに、他自治体の事例も参考にしながら、具体的な支援策について検討していきたいと考えております。